

<社会福祉施設・医療施設等への協力要請>

〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 食事は黙食を徹底するとともに、同一テーブル4人以下(介助者等を除く)、十分な距離の確保、食事時間の分散など、感染防止対策を図ること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出勤させず、早期の受診を促すこと
- 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、面会者の体調やワクチン接種歴、検査結果等も考慮し、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること
- 入所者、入院患者、職員等へのワクチン追加接種について、接種医療機関と調整の上、8か月以上の経過を待たずに接種間隔を前倒して迅速に接種を進めること